

事務所だより

2月



富田林
堺

0721-24-8764
072-289-7656



業績不振により社員
の休業を余儀なくされ
た企業も含め、一律に
年間5日の有給取得を
徹底させるのは監督官
としてもかなり心苦し
いのでしょうか。とはい
え、社会情勢が好転す
れば、改正法を浸透す
べく積極指導に乗り出
すものと思われます。
で、今からしつかり対
応しておく必要があり
ます。

新型コロナウイルス
の感染拡大がなければ
労働基準監督署が積極
的に指導・監督を行っ
ていたと思われますが
緊急事態宣言を受けて
大阪府下では労働調査
を控える傾向にあり、
指摘を受けた企業の報
告はほぼ耳にしており
ません。

一昨年の法改正によ
り、全ての使用者は年
間10日以上有給が付与
される労働者に対して
年5日について使用者
が時季を指定して取得
させることが義務付け
られました。

年次有給休暇の
取得義務化

コロナ禍での 最近の 労務状況

この状況でも
健康診断は必須？



まさがきの仕事

大好評
シリーズ
その④

【給与計算】



労働契約は、従業員が企業に労務を提供すること
で賃金を得るという図式で成り立っています。したが
って、どんな規模の企業であっても、従業員がいる
限り給与計算業務は必要です。

実際の給与計算には、所得税、労基法、社会保険
雇用保険、住民税など様々な知識が必要であり、さら
に就業規則のような事業所ごとのルールも加わり
ます。それらがすべてがクリア出来ているかの判断
は、多くの方にとって、容易なことではないでしょう。

また、『担当者が急な事情で突然計算ができなくな
った』といったリスクや、『毎月きちんと計算が
できていないと従業員に不満・不信が芽生え、大きな
問題になる』といった事もあります。

当事務所では事業者様が本業に集中できる様、計算
事務の委託をお引き受けしております。計算を通
じて様々な給付金や補償、助成金のご提案ができる
こともあります。

電話やメールでまずはお気軽にご相談ください。

年1回の定期健診に
ついて、感染を恐れて
従業員が受診を拒むケ
ースもあると思われま
す。また、職場内で陽
性者が出た企業では、
従業員を医療機関へ出
向かせてよいものかと
悩む場合もあるでしょ
う。

現状では、厚労省か
ら定期健診を延期や省
略してもよいとの特例
は出ておらず、1年
以内ごとに1回の受
診義務は維持されてい
ます。これを厳格に考
えれば、前回受診時か
ら1年以上の間隔が空
かない時期に受診する
必要があるとなります
し、実際にその通り厳
しく適用する監督官も
なかには存在するよう
です。
難しいところではあ
りますが、現状では個
々の現場レベルで柔軟
に対応しているといっ
た具合です。

労働災害と言いつ
た理由によつて起こ
る必要があ
ります。
しかし、これだけ市
中感染が広まっている
なかで、感染経路がプ
ライベートによるもの



職場でコロナ感染 労災申請は可能？

取引先、顧客、同僚
などからの感染が疑わ
れる場合、これを業務
上の疾病として労災申
請することは可能でし
ようか。

現に、当事務所の最
寄りの労基署管内にお
いては、コロナ感染を
理由とする労災申請は
ごくわずかであるとの
ことです。
結局のところ個別判
断になりますが、例え
ば、医療・介護事業な
ど感染リスクが大きい
職場で感染者が出た場
合については、労基署
も重く受け止めて事実
認定を行うことはある
ようです。



雑感



外国人労働者が増え
てきて、コンビニなど
でも外国の方を見かけ
ることが多くなってい
た。
以前、某牛丼チェーン
に行つて会計をする
際に多くの人が並んで
いてソーシャルディス
タンスもあり、見た目
の長い行列が出来てい
た。外国人労働者が、

日本語表記のレジ、お
客さんは日本人という
状況で、レジ打ちをし
ていたが、列を作るお
客さんは、何も言わず
に並んでいた。勉強中
であろう日本語で一生
懸命に働く姿を見て、
おそらく心のなかで
援していたと思う。
(山本)

